

第三十一号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について  
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元青梅市民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 百七十四万八千五百五十二円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 百四十三万六千二百八十四円

債権発生日 平成二十三年九月二十九日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四

号）第六十三条

(二) 債権イ 債権の額 九万三千九百七十四円

債権発生日 平成二十四年十一月七日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第五百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 四万五千五百四十九円

債権発生日 平成二十九年八月二十八日

債権発生理由 地方自治法施行令第五百五十九条



(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要がある。地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。